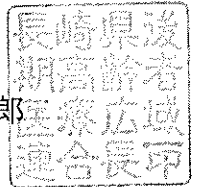


長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱をここに
告示する。

令和6年9月11日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三郎



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第12号

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱の一部
を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合ストレスチェック制度実施要綱（平成30年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第24号）の一部を次のように改正する。

第14条中「封筒に封入した紙媒体」を「電子メール」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、電子メールが利用できない場合は、封筒に封入し、紙媒体で配布する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。